

別紙4（付加機能の規定）

第1条（付加機能の提供）

この付加機能の規定は、IP-VPN 又は Ether-VPN の提供が提供される利用契約（以下「原契約」といいます。）に付随して、オプションサービスとして、別紙3に規定する各サービスメニューの種類を提供いたします。付加機能のみの利用申込は出来ません。

2 原契約が終了した場合は、付加機能の提供も終了するものとします。

第2条（ハウジング接続サービスの提供条件）

本規定及び「Master'sONE 仕様書」等で特に指定していない事項については、当社が定める「WebARENA ハウジングサービス 利用規約」を適用し提供します。

第3条（インターネット接続サービスにおける提供条件）

契約者はインターネット接続サービスを利用するにあたり、契約者自身で社団法人日本ネットワークインフォメーションセンタ（以下「JPNIC」といいます。）に申請し、当社 CIDR ブロックより新規にグローバルネットワークアドレスを取得することとします。

2 インターネット接続サービスは、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。

3 ベストエフォートタイプについては、契約者の通信状況によっては接続制限を行う場合があります。

第4条（インターネット接続サービスにおける接続の制限）

前条（インターネット接続サービスにおける提供条件）により契約者の取得したグローバルネットワークアドレスは、当社のインターネット接続オプションにおいてアドレス変換の目的のみに使用されるものとします。契約者は当該 IP アドレスを用いて独自に契約者のネットワーク接続装置に割り当てたり、当該 IP アドレスをアドレス変換させずにインターネット接続サービスで利用することはできません。

第5条（ネットワーク UTM サービスにおける提供条件）

ネットワーク UTM サービスはインターネット接続サービスの契約者に提供するサービスとなります。ネットワーク UTM サービスのみの利用申し込みは出来ません。

2 ネットワーク UTM サービスでは、契約者のポリシー内容及びトラフィック量により、通信速度の低下などの影響を与える場合があります。

3 ネットワーク UTM サービスの利用において、契約者が指定するポリシー内容を原因とする契約者のサーバー上で動作するサービスへの接続に不具合が発生した場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

4 ネットワーク UTM サービスでは、次の各号で定める事項を保証しません。

（1）すべての侵入、攻撃、ウイルス（スパイウェアを含みます。）、スパム（フィッシングメールを含みます。）を検知すること。

（2）不正アクセスが全く発生しないこと。

（3）URL フィルタリングにおいて、設定したカテゴリーはその内容を含む Web サイトを完全に制限すること。

5 ネットワーク UTM サービスにおいて、障害等の事由によりデータが取得できなかった場合、レポート等のデータが欠落する場合があります。

第6条 (ビジネスインターネット接続サービスにおける提供条件)

契約者はインターネット接続サービスを利用するにあたり、契約者自身で J P N I C に申請し、当社 CIDR ブロックより、新規にグローバルネットワークアドレスを取得することとします。

2 ビジネスインターネット接続サービスは、当社の用意するネットワーク接続装置のみを利用できるものとします。

3 FW タイプ ベストエフォート型において、契約者の通信状況によっては接続制限を行う場合があります。また、搭載しているアプリケーション制御機能により当社が指定するアプリケーションのトラフィックを制御します。

4 アプリケーション制御機能による制御対象を予告なく追加する場合があります。この場合、当社が別途定める指定の方法で通知するものとします。

5 UTM タイプにおいて、契約者のポリシー内容及びトラフィック量により、通信速度の低下などの影響を与える場合があります。また、ベストエフォート型において、契約者の通信状況によって接続制限を行う場合があります。

6 ビジネスインターネット接続サービスでは、次の各号で定める事項を保証しません。

(1) すべての侵入、攻撃、ウイルス (スパイウェアを含みます。) 又はスパム (フィッシングメールを含みます。) を検知すること。

(2) 不正アクセスが全く発生しないこと。

(3) URL フィルタリングにおいて、設定したカテゴリはその内容を含む Web サイトを完全に制限すること。

7 当社はビジネスインターネット接続サービスを利用した結果発生した損害について、当社の故意又は重過失による損害を除き責任を負わないものとします。

8 ビジネスインターネット接続サービスにおいて、障害等の事由によりデータが取得できなかった場合、レポート等のデータが欠落する場合があります。

第7条 (監視サービスの提供条件)

契約者は、監視サービスを利用するにあたり、当社の指定する方法にて契約者のネットワークと監視セグメントとを接続するものとします。

2 契約者は監視セグメントとの接続に必要な IP アドレスを当社へ提供することとします。

3 前項において、当社は契約者に対し、契約者が提供した IP アドレスの変更を求めることがあります。

4 契約者は、当社の監視装置と契約者の監視端末の間の通信が正常に行えるよう、必要に応じて契約者の保有するネットワーク装置の設定を変更するものとします。

第8条 (監視サービスにおけるアラーム通知機能)

契約者は、アラート通知サービスを受信するためのメールアドレスを当社に登録するものとします。

2 当社は登録されたメールアドレス宛に PING 監視による障害検知等を通知します。

3 契約者は、契約者の負担で前項のメールを受信するインターネット接続環境を用意するものとします。

第9条 (監視サービスにおけるセルフケア機能)

当社は監視サービスの契約者に対し、インターネットを介して当社の指定する項目を契約者が自ら設定できる機能を提供します。この機能を利用する契約は、契約者自身でインターネットへの接続環境を用意するものとします。

- 2 契約者は、監視サービスのセルフケア機能にて提供されるユーザ ID 等を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとし、また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとし、
- 3 契約者は、ユーザ ID 等が第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとし、
- 4 当社は、ユーザ ID 等の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害について、当社の故意又は重過失による損害を除き責任を負わないものとし、
- 5 契約者は、監視サービスのセルフケア機能を利用する代わりに、当社へ代行登録を申請することが出来ます。代行登録を申請する契約者は、別表 1 (Master' sONE 料金表-付加機能) 第 2 表で定める費用を支払うものとし、
- 6 当社は、代行登録を利用する契約者に対しセルフケア機能を提供しないこととします。

第 10 条 (DC 内接続サービスの提供条件)

DC 内接続サービスの利用には、別途当社と「NTTPC バーチャルデータセンタ (vDC) [DC 内接続サービス]」の利用契約の締結が必要です。

- 2 DC 内接続サービスは、「NTTPC バーチャルデータセンタ (vDC) 利用規約 [DC 内接続サービス版]」に基づき提供します。
- 3 原契約のサービス品目等によっては、DC 内接続サービスと接続できない場合があります。

第 11 条 (無線 LAN サービスの提供条件)

無線 LAN サービスは、契約者が指定した Master' sONE サービスでのみ使用することができるものとし、

- 2 原契約が終了した場合は、一切の無線 LAN サービスも当然に終了するものとし、
- 3 無線 LAN サービスは、ベストエフォートで提供され、Master' sONE サービスの最高速度及び帯域についてもベストエフォートとなります。
- 4 無線 LAN サービスは、契約者のプライベートネットワークでの利用に限られ、公衆ネットワークでの利用はできません。
- 5 サービス識別子は、当社が指定します。
- 6 ユーザ ID の管理の不十分、使用上の過誤又は第三者の使用等による損害の責任は、契約者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとし、
- 7 契約者および利用責任者は、ユーザ ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合には、当社にただちにその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、
- 8 無線 LAN サービスにてご利用いただける無線 LAN アクセスポイントは当社指定の条件を満たしている必要があります。
- 9 当社が事前に通知した場合、当社が提供していた無線 LAN アクセスポイント及び付属機器 (AC 電源、PoE インジェクタ、PoE スイッチ) は現状有姿のまま契約者に無償譲渡します。この場合、当社は無償譲渡した無線 LAN アクセスポイント及び付属機器について何らの保証をせず、明示的に黙示的にも契約不適合責任を含め、一切の責任を負わないものとし、

第 12 条 (ファイバーラインサービスの提供条件)

ファイバーラインサービスの利用には、別途当社と「ファイバーライン」の利用契約の締結が必要です。

- 2 ファイバーラインサービスは、当社が定める「ファイバーライン利用規約」に基づき提供します。

3 ファイバーラインサービスが利用可能なサービス品目等は、各サービスの規定に定める他、当社の定める品目に限られます。

第13条（責任分界点）

次の各号で定めるサービスの責任分界点は、次の各号のとおりとします。

(1) ハウジング接続サービス

ハウジングでは、契約者が設置するネットワーク接続装置と、当社が設置する接続ケーブルとの接続は、契約者が設置するネットワーク接続装置によって接続されるものとし、当社の責任分界点は、契約者が設置するネットワーク接続装置の直前までとします。

(2) インターネット接続サービス及びネットワーク UTM サービス

当社とインターネット網との接続は、当社のネットワーク接続装置により接続されるものとし、当社の責任分界点は当社のネットワーク接続装置までとします。

(3) 監視サービス

当社の監視サービスセグメントと監視端末との接続は、当社のネットワーク接続装置により接続されるものとし、監視サービスの責任分界点は当社のネットワークセンタまでとします。

(4) 無線 LAN サービス

無線 LAN サービス認証機能の責任分界点は当社のネットワークセンタまでとします。

(5) ビジネスインターネット接続サービス

当社とインターネット網との接続は、当社のネットワーク接続装置により接続されるものとし、当社の責任分界点は当社のネットワーク接続装置までとします。

第14条（技術的事項）

その他技術事項は「Master's ONE サービス仕様書」の通りとします。